

社保通信をお届けします。 P1.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

- ・同日同一歯に対して、サホ塗布とう蝕処置の算定はできません。
- ・同日同一歯に対して、サホ塗布と Hys 処置、う蝕処置と Hys 処置の併算定は可能です。

社保委員会のひとこと

異日であれば、う蝕処置とサホ塗布の併算定は可能です。その後の形成は充形、修形ではなく KP で算定してください。

Hys 処置と充形または修形を同日に行った場合でも、それぞれ算定できます。「C・Hys」の併記病名が必要です。

- ・増歯修理と床裏装を同日に行った場合、間接法(連合印象 230 点)で床裏装を行った場合に限り、同日併算定が可能です。この場合、増歯修理と床裏装に対する補診 70 点もそれぞれ算定することができます。直接法での床裏装の場合、同日の増歯修理やそれに伴う印象・BT は床裏装に含まれ算定できませんが、人工歯のみ算定できます。

社保委員会のひとこと

直接法での床裏装の場合、同日の増歯修理は床裏装に含まれ算定できないため、増歯修理に対する補診 70 点も算定不可となります。ただし床裏装に対する補診 70 点は算定できます。

間接法による床裏装を1日で行った場合は摘要欄に長時間待機、1日2度来院等その旨を必ず記載してください。

- ・完全埋伏歯(CRT)、水平埋伏智歯(HIT)の病名で埋伏歯抜歯を算定する歯がP病名に含まれているケースが散見されます。この場合、難抜歯に査定となることがありますので、P病名に含めないようにご注意ください。
- ・オンライン請求を行っている医療機関において、オンラインで返戻され、レセプト内容の訂正を行ったにもかかわらず、訂正内容がオンラインで再請求されたレセプトに反映されていないという不備が散見されます。
再請求について今一度ベンダーにご確認下さい。